

食品の営業規制に関する検討会 事業者団体ヒアリング 説明資料

(訂正版)

平成30年10月22日



日本チェーンストア協会の概要

国内の総合スーパー、食品スーパー、生協、100円ショップ、ホームセンター等の大規模なチェーンストアで組織し、安全・安心で豊かな暮らしの実現、チェーンストアの事業環境の改善等のために生活者・行政等への情報発信や提案活動を柱に事業を展開している。

※チェーンストアとは、同一の資本の下で11店舗以上の店舗を管理・運営する小売業・飲食業の経営形態。

大規模小売業者の大部分は「チェーンストア」形態で経営。

■設立趣旨

チェーンストアの健全な発展と普及を図ることにより、小売業の経営の改善を通じて、わが国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与することを目的として、1967年8月2日設立。

■会員（2018年 9月現在）

・通常会員 … 5 8 社

- チェーンストアを営む小売業法人であって、11店舗以上または年商10億円以上のもの
- チェーンストア事業を営む小売業法人を直接の子会社に持つ持株会社

・特別賛助会員 … 2 0 社

・賛助会員 … 4 2 4 社

協会の趣旨に賛同し、これに協力するもの（賛助会員の中から、常任理事会の推薦等を得て特別賛助会員とすることができる。）

■会員企業の規模（2017年度）

・総売上高 12兆9,343億円

食料品 8兆4,830億円（構成比65.6%）

住関連品 2兆5,698億円（構成比19.9%）

その他 7,821億円（構成比6.0%）

衣料品 1兆652億円（構成比8.2%）

サービス 340億円（構成比0.3%）

・店舗数 10,045店舗

・従業員数 466,558人〔正社員108,364人、パート358,194人〕

営業許可に係る概況

- チェーンストアにおいては、多種多様な食品等を広域な多数の店舗で取り扱い、日々多数の消費者に提供している。
- 畜産品、水産品、農産品のほか、総菜・弁当類、ベーカリー等食品全般の販売等を基本としているが、近年の消費者ニーズの変化に合わせて、都市型小型店舗の強化、イートインやグロースメントの充実等、多様な取組みを展開している。
- このような状況の下、現行の営業許可業種が設定された当初に想定されていなかったようなプロセスが発生してきていたり、自治体間の運用のばらつき、販売業の範囲を超えるような対応等が生じてきている。

【営業許可の取得状況】

- ・ 食肉販売業
- ・ 飲食店営業
- ・ 食料品販売業
- ・ その他（食肉処理業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、漬物製造業、そうざい半製品等製造業、あん類製造業、食肉製品製造業、魚介類加工業、豆腐・豆腐加工品販売業）
- ・ 魚介類販売業
- ・ 菓子製造業
- ・ そうざい製造業
- ・ 乳類販売業
- ・ 喫茶店営業

現行制度における主な課題 ～ ヒアリング事例より（１）

分類	課題	事例
<p>必要とされる営業許可の種類</p>	<p>対象となる食品やオペレーションが同一であっても、必要とされる営業許可の種類等が都道府県によって異なることがある</p>	<p>【食肉製品】</p> <p>①ハムのスライスの小分けして容器包装する場合、食肉製品製造業が必要とされるケースと、当日分のみなら販売業でよいとされるケースがある。</p> <p>②ローストビーフのスライスについて、通常は飲食店営業と食肉販売業を合わせた範囲で行っているが、一部の保健所で食肉処理業に該当すると指導されることがある。（生肉と同じ場所でローストビーフの加工を行うことに苦慮する。）</p> <p>【乳製品】</p> <p>①ホールのチーズを仕入れてカット及び小分け包装する場合、食料品販売業の許可のない自治体では乳製品製造業の許可を求められ、施設設備等が重複するケースがある。</p> <p>【菓子】</p> <p>①冷凍されたおはぎを仕入れて解凍し、小分け包装する場合、菓子製造業が必要とされるケースと販売業でよいとされるケースがある。 また、そうざい製造業の許可を得たそうざい室中で、区画はせずに作業台を定めての作業が認められるケースがある一方、同様の運用が認められずに後から区画が必要とされるケースがある。</p>
	<p>現状の許可業種の区分や指導が実態と合っていないと考えられるケースがある</p>	<p>【魚介類】</p> <p>①サラダやカルパッチョを鮮魚コーナーで販売する場合、魚介類販売業の許可の範囲となるように、カットサラダを仕入れて当該厨房でカットした魚を載せるだけの行為を行っているが、ソース等で調味をしていなくてもできあがった食品がそうざいに近いと判断され、飲食店営業が必要との指導を受けるケースがある。</p>

現行制度における主な課題 ～ ヒアリング事例より（２）

分類	課題	事例
必要とされる営業許可の種類	現状の許可業種の区分や指導が実態と合っていないと考えられるケースがある	【インスタベーカーリー】 ①インスタベーカーリーでは、サンドイッチや調理パンは飲食店営業、菓子パンや焼菓子は菓子製造業と、一つの設備の中で区画した上で飲食店営業と菓子製造業を重複して取得しているケースがある。（各々の施設上必要な設備として、一つの部屋の中に2つの手洗い設備を設置する等が生じている。）
臨時営業の取扱い	臨時営業の取扱いが都道府県によって異なることがある	うなぎの蒲焼きを、調理するのではなくパックから出して炙って容器包装に入れて販売する場合、設備と臨時営業の許可の必要が地域によって分かれている。
母店・子店における取扱い	販売業ではなく、卸売行為として、そうざい製造業対応を求められる	規模の大きい店舗（母店）で調理加工した食品を近隣の規模の小さな店舗（子店）に有価で譲渡してその子店で販売する場合、本来販売業であるものの、卸売り行為としてそうざい製造業の許可を求められるケースがある。その場合、製造の数量に係らず、工場を想定して設定された製造業の許可と同等の施設を求められる。
喫茶店営業の運用	セルフで抽出を行うコーヒーの販売について、通常の喫茶店営業同様の対応を求められる	カウンターに設置した機械で、お客様がセルフでコーヒーの抽出を行っているような場合についても冷蔵設備の設置を求められたり、手洗い設備を設置した上で冷蔵設備は設置せずに許可を得ることができたケースがある。また、申請に際して、危害防止の観点から行政からカメラの設置を求められたり、セルフ営業不許可となることがある。
小規模店舗の取扱い	小規模の店舗内にも流し台と手洗いの設置を求められる	コンビニエンスストアに近似した規模の小規模店舗について、包装した食品の販売のみであっても、大型店と同様に店舗内に流し台と手洗いの設置を求められる場合がある。

現行制度における主な課題 ～ ヒアリング事例より（3）

分類	課題	事例
乳類販売の運用	容器包装された乳製品についても手洗いの設置を求められる	日配食品売場において、乳類販売業許可を取得して乳製品を販売する場合、現在では容器包装された製品の取扱いのみであっても手洗い設備の設置を求められるケースがある。
客席の取扱い	飲食店営業の許可を取得した場合、客席に関する規定が自治体によって異なっている	調理場と客席エリアの区分を求められるケースがある一方で、特段の規定がないケースもある。 また、客席に関する規定のある場合、換気・照度等の衛生要件に関係しないものが含まれているケースもある。
自動車販売	自動車販売に関する許可要件等が、自治体により異なっている	自動車販売等について、その特性から都府県をまたいで販売するケースがあるが、自治体によって異なった許可要件等が設定されていることがある。
保健所による指導の乖離	保健所によって指導が異なることがある（同一の都道府県内での乖離を含む）	①営業許可の取得に当たり、設備面について、同じ都道府県内でも保健所長の判断によるとして、区画を求められるケースと、不要とされるケースがある。 ②飲食店営業の許可を取得している区画で、別の菓子製造業の許可を取得しようとした場合、都道府県によって取得できるケースと、区画が必要とされ取得できないケースがある。

営業許可見直しに対する意見・要望

- 現行の営業許可について、大型店舗で多いところでは17業種、少ないところでも7業種の営業許可を取得しているとの報告がある。

また、バックヤードでの調理加工等では、現行の製造業や販売業の営業許可と実態が合致していないケースもある。

複数の営業許可の取得は、区画や施設設備の面で重複等を生じるほか、手続きが煩雑となる等、過剰な負担となっているため、業界特性や実態を踏まえて簡素な制度に見直していただきたい。

また、営業許可の整理・統合を図った結果、例えば局所的な事故への対応により、安全が確保されるものについてまで店舗全体の対応が求められるような過度な運用が行われることのないよう適正な運用を確保していただきたい。

- 自治体や保健所によって取得が必要な許可業種の判断が異なる場合が見られ、また自治体によって審査内容や食品衛生責任者の設置基準が異なったり、保健所への申請書類等に差異があるため、自治体等によるこれらのばらつきを是正していただきたい。

なお、ばらつきの是正に当たっては、これまで特段の許可を要しない等合理性を持った運用の下でも十分な衛生管理が図られている実態を尊重して、過剰規制となる方向に見直すことは避けていただきたい。

- 母店から子店への弁当・総菜等の調理提供（譲渡）、店舗内での簡単な調理による試食、セルフやイートインにおけるコーヒーサーバーでのコーヒー販売等、独自の取組みやさらなる利便性の提供によって定着してきたモデルがある。また、買い物弱者や被災者支援等のために都府県をまたいで自動車販売を行うケースがある。このような創意工夫や今後の拡充が見込まれる営業形態等については柔軟で簡素な運用を確保していただきたい。